

令和 7 年第 5 回岐阜市議会定例会議案

(給与改定等)

令和 7 年 11 月 25 日

目

次

第143号議案	令和7年度岐阜市一般会計補正予算（第7号）	1
第144号議案	岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	9
第145号議案	岐阜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
第146号議案	岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	51
第147号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	61
第148号議案	市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	63

第143号議案

令和7年度岐阜市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度岐阜市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340,627千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202,380,421千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長 柴 橋 正 直

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 国 庫 支 出 金		36,340,594	△882	36,339,712
	1 国 庫 負 担 金	29,281,574	△882	29,280,692
17 県 支 出 金		14,653,821	△12,783	14,641,038
	4 委 託 金	459,439	△12,783	446,656
21 繰 越 金		5,739,238	322,495	6,061,733
	1 繰 越 金	5,739,238	322,495	6,061,733
22 諸 収 入		21,495,946	31,797	21,527,743
	4 雑 入	7,282,445	31,797	7,314,242
歳 入 合 計		202,039,794	340,627	202,380,421

歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		793,607	△4,066	789,541
	1 議 会 費	793,607	△4,066	789,541
2 総 務 費		11,614,085	63,697	11,677,782
	1 総 務 管 理 費	899,240	27,011	926,251
	2 徴 税 費	1,674,857	9,153	1,684,010
	3 選 挙 費	451,644	△5,374	446,270
	4 財 政 管 理 費	463,105	2,583	465,688
	5 監 査 委 員 費	95,301	△535	94,766
	6 企 画 費	562,406	32,093	594,499
	7 行 政 管 理 費	6,435,793	△4,292	6,431,501

	8 危機管理費	1,031,739	3,058	1,034,797
3 民生費		75,557,160	24,578	75,581,738
	1 社会福祉費	29,771,583	92,775	29,864,358
	2 子ども未来費	28,754,277	△155,206	28,599,071
	3 生活保護費	12,619,888	37,599	12,657,487
	4 市民協働生活費	4,291,461	50,292	4,341,753
	5 国民年金費	119,951	△882	119,069
4 衛生費		13,238,193	62,757	13,300,950
	1 保健衛生費	4,046,625	17,785	4,064,410
	2 保健所費	1,680,475	3,390	1,683,865
	3 環境費	7,511,093	41,582	7,552,675
5 労働費		186,976	△4,305	182,671

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 労 働 費	186,976	△4,305	182,671
6 農 林 水 産 業 費		1,561,941	6,758	1,568,699
	1 農 業 費	646,955	△1,791	645,164
	2 畜 産 業 費	147,805	△1,678	146,127
	3 農 地 費	557,029	8,933	565,962
	4 林 業 費	200,658	1,294	201,952
7 商 工 費		25,082,529	27,602	25,110,131
	1 商 工 費	17,081,628	7,489	17,089,117
	2 ギ ン 魅力づくり推進費	8,000,901	20,113	8,021,014
8 土 木 費		18,081,143	67,311	18,148,454
	1 土 木 管 理 費	733,914	22,034	755,948

	2 道 路 橋 梁 費	5,616,253	16,252	5,632,505
	3 河 川 水 路 費	1,320,203	2,696	1,322,899
	4 ま ち づ く り 推 進 費	913,938	△26,654	887,284
	5 都 市 建 設 費	5,785,445	15,627	5,801,072
	6 公 園 費	2,975,828	11,226	2,987,054
	7 住 宅 費	735,562	26,130	761,692
9 消 防 費		9,068,505	83,866	9,152,371
	1 消 防 費	9,068,505	83,866	9,152,371
10 教 育 費		15,023,840	12,429	15,036,269
	1 教 育 総 務 費	1,381,397	39,466	1,420,863
	2 小 学 校 費	4,196,368	△16,888	4,179,480
	3 中 学 校 費	2,172,656	△5,955	2,166,701

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	4 高 等 学 校 費	495,684	16,277	511,961
	5 大 学 費	2,697,872	△9,005	2,688,867
	6 特 別 支 援 学 校 費	242,258	325	242,583
	7 幼 稚 園 費	246,186	△2,708	243,478
	8 社 会 教 育 費	1,414,605	△5,074	1,409,531
	9 保 健 体 育 費	2,176,814	△4,009	2,172,805
歳 出	合 計	202,039,794	340,627	202,380,421

岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年岐阜市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	<u>405,000</u>	1	<u>392,000</u>
2	<u>455,000</u>	2	<u>440,000</u>
3	<u>508,000</u>	3	<u>492,000</u>
4	<u>574,000</u>	4	<u>555,000</u>
5	<u>655,000</u>	5	<u>634,000</u>

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項及び附則第3項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（切替日における任期付職員に係る最高号給を超える給料月額の切替え）

- 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、改正後の条例第7条第1項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額との権衡を考慮して市長が定める。

（給与の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の岐阜市一般職の任期付職員の採

用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

提 案 理 由

特定任期付職員の給料月額を改定するため、この条例を定めようとする。

第145号議案

岐阜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定 について

岐阜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長 柴 橋 正 直

岐阜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 岐阜市職員の給与に関する条例（平成7年岐阜市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			

定年前再任
用短時間勤
務職員以外
の職員

49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700	397,100	409,700				
87	266,500	306,100	356,100	397,700	410,400				
88	266,800	306,400	356,500	398,300	411,100				
89	267,100	306,700	356,700	399,000	411,600				
90	267,400	307,000	357,100	399,600					
91	267,700	307,300	357,500	400,200					
92	268,000	307,600	357,900	400,800					
93	268,300	307,800	358,100	401,500					
94		308,000	358,400	402,100					
95		308,300	358,800	402,700					
96		308,700	359,100	403,300					
97		308,900	359,400	404,000					
98		309,200	359,800	404,600					
99		309,500	360,200	405,200					
100		309,900	360,600	405,800					
101		310,100	361,100	406,500					

102		310,400	361,500	407,100					
103		310,700	361,900	407,700					
104		311,000	362,300	408,300					
105		311,200	362,800	409,000					
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600	364,600						
111		313,000	365,000						
112		313,300	365,400						
113		313,500	365,900						
114		313,700	366,300						
115		314,000	366,700						
116		314,400	367,100						
117		314,600	367,600						
118		314,800	368,000						
119		315,100	368,400						
120		315,400	368,800						
121		315,700	369,300						
122		315,900	369,700						
123		316,200	370,100						
124		316,500	370,500						
125		316,800	371,000						
126			371,400						
127			371,800						
128			372,200						
129			372,700						
130			373,100						
131			373,500						
132			373,900						
133			374,400						
134			374,800						
135			375,200						
136			375,600						
137			376,100						
138			376,500						
139			376,900						
140			377,300						
141			377,800						
142			378,200						
143			378,600						
144			379,000						
145			379,500						
146			379,900						
147			380,300						
148			380,700						
149			381,200						

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200	円 462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

職員の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
	46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
	47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
	48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
	49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
	50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	374,100
63	250,400	268,400	297,500	323,500	374,700
64	250,600	268,700	298,000	324,100	375,300
65	250,800	268,900	298,500	324,700	375,700
66	251,100	269,200	299,000	325,100	376,300
67	251,400	269,500	299,500	325,500	376,900
68	251,600	269,700	300,000	326,000	377,500
69	251,800	269,900	300,400	326,300	377,900
70	252,100	270,200	300,800	326,800	378,500
71	252,400	270,500	301,200	327,300	379,100
72	252,600	270,700	301,600	327,700	379,700
73	252,800	270,900	302,000	327,900	380,100
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	
93	257,800	275,900	310,200	333,000	
94	258,100	276,200	310,600	333,300	
95	258,400	276,500	311,000	333,600	
96	258,600	276,700	311,500	333,800	
97	258,800	276,900	311,900	334,000	
98	259,100	277,200	312,300	334,400	
99	259,400	277,400	312,600	334,800	
100	259,600	277,700	312,900	335,200	
101	259,800	277,900	313,200	335,500	
102	260,100	278,100	313,600	335,900	
103	260,400	278,400	313,900	336,300	
104	260,600	278,700	314,300	336,700	
105	260,800	278,900	314,600	337,000	

106		279,100	315,000	337,400	
107		279,400	315,400	337,800	
108		279,600	315,600	338,200	
109		279,900	315,800	338,500	
110		280,200	316,100	338,900	
111		280,500	316,400	339,300	
112		280,700	316,600	339,700	
113		280,900	316,800	340,000	
114		281,200	317,100		
115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		
117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		
120		282,700	318,600		
121		282,900	318,800		
122		283,100	319,100		
123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100	321,200		
131		285,400	321,600		
132		285,700	322,000		
133		285,900	322,200		
134		286,100	322,600		
135		286,400	323,000		
136		286,700	323,400		
137		286,900	323,600		
138			324,000		
139			324,400		
140			324,800		
141			325,000		
142			325,400		
143			325,800		
144			326,200		
145			326,400		
146			326,800		
147			327,200		
148			327,600		
149			327,800		
150			328,200		
151			328,600		
152			329,000		
153			329,200		
154			329,600		
155			330,000		
156			330,400		
157			330,600		
158			331,000		
159			331,400		
160			331,800		

	161			332,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 206,200	円 217,300	円 235,900	円 257,800	円 290,200

備考 この表は、現業業務に従事する職員で市長が定めるものに適用する。

別表第2 医療職給料表（第4条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区 分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	305,600	364,300	470,300
	2	307,900	367,000	472,300
	3	310,200	369,700	474,200
	4	312,400	372,400	476,100
	5	314,500	375,100	477,500
	6	318,000	377,800	479,200
	7	321,500	380,500	481,000
	8	324,900	383,200	482,800
	9	328,300	385,900	484,600
	10	331,800	388,600	486,300
	11	335,200	391,300	488,100
	12	338,600	394,000	489,900
	13	342,000	396,700	491,700
	14	345,500	399,400	493,400
	15	348,900	402,100	495,200
	16	352,300	404,800	497,000
	17	355,700	407,500	498,800
	18	358,800	410,200	500,700
	19	362,000	412,900	502,600
	20	365,200	415,600	504,500
	21	368,500	418,300	506,400
	22	371,600	420,900	508,100
	23	374,700	423,300	509,900
	24	377,700	425,600	511,700
	25	380,800	427,800	513,300
	26	383,100	429,800	515,100
	27	385,400	431,900	516,900
	28	387,600	434,000	518,400
	29	389,500	435,500	519,800
	30	391,200	437,000	521,500
	31	392,900	438,500	523,300
	32	394,700	439,900	525,000
	33	396,400	441,300	526,500
	34	398,200	442,800	527,800
	35	399,800	444,200	529,100
	36	401,100	445,500	530,400
	37	402,500	447,000	531,400
	38	403,900	448,400	532,700
	39	405,300	449,800	534,000
	40	406,700	451,100	535,300
	41	408,200	452,600	536,300
	42	408,900	454,000	537,100
	43	409,500	455,400	537,900
	44	410,100	456,800	538,700
	45	410,900	458,200	539,600
	46	411,500	459,500	540,400
	47	412,100	460,900	541,200
	48	412,600	462,300	541,900
	49	413,100	463,600	542,700
	50	413,500	465,000	543,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	51	414,000	466,400	544,200
	52	414,400	467,700	545,100
	53	414,800	469,100	546,000
	54	415,100	470,400	546,800
	55	415,400	471,800	547,700
	56	415,800	473,200	548,600
	57	416,100	474,900	549,400
	58	416,500	476,500	550,200
	59	416,800	478,000	551,000
	60	417,200	479,600	551,700
	61	417,600	480,800	552,500
	62	417,900	481,900	553,400
	63	418,200	483,000	554,300
	64	418,500	484,000	555,200
	65	418,800	484,900	556,000
	66		485,800	556,900
	67		486,600	557,800
	68		487,300	558,700
	69		488,000	559,500
	70		488,700	560,400
	71		489,300	561,300
	72		489,900	562,200
	73		490,600	563,000
	74		491,200	563,800
	75		491,800	564,600
	76		492,100	565,400
	77		492,700	566,200
	78		493,300	567,000
	79		494,000	567,800
	80		494,400	568,600
	81		495,000	569,400
	82		495,700	570,200
	83		496,400	571,000
	84		496,800	571,800
	85		497,400	572,600
	86		498,000	573,400
	87		498,500	574,200
	88		499,000	575,000
	89		499,500	575,800
	90		500,000	576,600
	91		500,500	577,400
	92		500,900	578,200
	93		501,400	579,000
	94		501,800	579,800
	95		502,200	580,600
	96		502,700	581,400
	97		503,300	582,200
	98		503,800	583,000
	99		504,200	583,800
	100		504,700	584,600
	101		505,300	585,400
	102		505,900	586,200
	103		506,400	587,000
	104		506,900	587,800

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800

備考 この表は、医療業務等に従事する医師及び歯科医師で市長が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400		
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900		
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100		

定年前再任用
短時間勤務職員以外の職員

51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400		
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700		
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900		
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,500		
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	424,200		
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	424,900		
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	425,400		
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000			
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600			
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200			
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600			
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100			
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600			
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100			
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700			
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200			
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800			
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400			
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900			
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400			
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800			
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200			
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500			
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000			
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400			
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800			
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200			
78	265,000	301,000	338,100	359,700	403,800			
79	265,300	301,200	338,500	359,900	404,400			
80	265,500	301,500	339,000	360,200	405,000			
81	265,700	301,800	339,500	360,700	405,700			
82	266,000	302,000	339,800	361,000	406,300			
83	266,300	302,300	340,000	361,300	406,900			
84	266,500	302,600	340,300	361,600	407,500			
85	266,700	302,800	340,700	362,000	408,200			
86		303,000	341,100	362,300	408,800			
87		303,200	341,400	362,600	409,400			
88		303,400	341,700	362,900	410,000			
89		303,800	342,000	363,300	410,700			
90		304,000	342,200	363,600				
91		304,200	342,600	363,800				
92		304,400	342,900	364,100				
93		304,800	343,100	364,400				
94		305,000	343,400	364,800				
95		305,200	343,700	365,200				
96		305,500	343,900	365,600				
97		305,800	344,100	366,100				
98		306,000	344,400	366,500				
99		306,200	344,700	366,900				
100		306,500	344,900	367,300				
101		306,800	345,100	367,800				
102		307,000	345,300					
103		307,200	345,700					
104		307,500	345,900					
105		307,800	346,100					

	106			346,400					
	107			346,800					
	108			347,200					
	109			347,400					
定年前提任 用短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800	円 340,000	円 383,400	円 447,600

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	449,100	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,900	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	450,700	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	451,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	452,300	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	453,100	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	453,900	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	454,700	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
86	295,800	322,600	360,600	379,900	409,200		
87	296,300	323,600	361,400	380,500	409,800		
88	296,800	324,600	362,200	381,000	410,400		
89	297,200	325,500	362,800	381,300	410,900		
90	297,700	326,500	363,400	381,800	411,500		
91	298,200	327,500	364,000	382,100	412,100		
92	298,700	328,500	364,600	382,400	412,700		
93	299,200	329,300	365,000	383,000	413,200		
94	299,600	330,000	365,400	383,500			
95	300,100	330,700	365,900	384,000			
96	300,700	331,300	366,300	384,500			
97	301,300	331,800	366,800	385,100			
98	301,800	332,100	367,200	385,600			
99	302,300	332,600	367,700	386,100			
100	302,800	333,200	368,100	386,500			
101	303,200	333,600	368,400	387,100			
102	303,700	334,100	368,900	387,600			
103	304,100	334,700	369,200	388,100			
104	304,500	335,200	369,500	388,600			
105	304,900	335,600	369,900	389,200			

106	305,300	336,100	370,400	389,600			
107	305,700	336,600	370,900	390,100			
108	306,000	337,100	371,400	390,600			
109	306,200	337,500	371,900	391,200			
110	306,500	337,800	372,400	391,700			
111	306,700	338,100	372,900	392,200			
112	307,000	338,400	373,300	392,700			
113	307,300	338,700	373,700	393,300			
114	307,500	339,100	374,100				
115	307,800	339,400	374,600				
116	308,000	339,700	375,100				
117	308,300	339,900	375,500				
118	308,500	340,200	376,000				
119	308,800	340,500	376,500				
120	309,100	340,700	377,000				
121	309,400	340,900	377,300				
122	309,700	341,200	377,800				
123	310,000	341,500	378,300				
124	310,300	341,800	378,800				
125	310,500	342,000	379,200				
126	310,700	342,300	379,700				
127	311,000	342,600	380,200				
128	311,400	342,800	380,700				
129	311,600	343,000	381,100				
130	311,900	343,200	381,600				
131	312,200	343,500	382,100				
132	312,600	343,700	382,600				
133	312,800	344,000	383,000				
134	313,100	344,400	383,500				
135	313,400	344,800	384,000				
136	313,700	345,200	384,500				
137	313,900	345,500	384,900				
138	314,200	345,900	385,400				
139	314,500	346,300	385,900				
140	314,800	346,700	386,400				
141	315,000	347,000	386,800				
142	315,300	347,400	387,300				
143	315,700	347,700	387,800				
144	316,000	348,100	388,300				
145	316,200	348,400	388,700				
146	316,400	348,800					
147	316,700	349,200					
148	317,000	349,600					
149	317,200	349,900					
150	317,400	350,300					
151	317,700	350,700					
152	318,000	351,100					
153	318,400	351,400					
154	318,600						
155	318,800						
156	319,100						
157	319,400						
158	319,700						
159	320,000						
160	320,300						

	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600	円 389,000

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

別表第3 教育職給料表（第4条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	234,200	279,800	360,100	415,400	439,400	736,000
	2	236,800	282,000	361,700	417,100	447,700	794,000
	3	239,200	284,200	363,400	418,400	456,000	852,000
	4	241,700	286,100	364,900	419,700	464,300	933,000
	5	244,100	288,000	366,400	420,900	472,600	1,006,000
	6	246,600	289,500	368,100	421,900	480,900	
	7	249,100	291,000	369,700	422,900	489,200	
	8	251,700	292,600	371,300	423,800	497,500	
	9	254,100	294,400	372,800	424,700	506,200	
	10	256,000	296,400	374,800	425,800	514,800	
	11	257,800	298,200	376,900	426,900	523,200	
	12	259,700	300,200	378,800	428,000	531,000	
	13	261,500	302,200	380,700	429,000	538,500	
	14	263,100	304,300	382,500	430,200	545,800	
	15	264,700	306,300	384,100	431,200	552,700	
	16	266,200	308,400	385,500	432,300	558,000	
	17	267,800	310,300	386,800	433,300	562,700	
	18	269,200	312,900	388,300	434,400	567,000	
	19	270,500	315,600	389,500	435,600	570,200	
	20	272,000	318,300	390,900	436,700	573,000	
	21	273,300	320,900	392,200	437,800	575,800	
	22	274,600	323,400	393,400	438,900	578,200	
	23	276,100	325,800	394,600	440,100	580,200	
	24	277,400	328,100	395,800	441,200		
	25	279,000	330,300	396,900	442,100		
	26	280,600	332,400	398,300	443,200		
	27	282,200	334,400	399,600	444,300		
	28	283,900	336,500	401,000	445,300		
	29	285,400	338,500	402,200	446,200		
	30	287,200	340,500	403,500	447,300		
	31	288,900	342,400	404,800	448,400		
	32	290,800	344,400	406,100	449,500		
	33	292,600	346,200	407,300	450,600		
	34	293,800	348,200	408,500	451,800		
	35	295,000	350,100	409,800	452,900		
	36	296,200	352,100	410,900	454,100		
	37	297,200	353,800	411,900	454,900		
	38	298,200	355,100	413,200	455,800		
	39	299,300	356,200	414,300	456,700		
	40	300,300	357,200	415,400	457,500		
	41	301,200	357,800	416,500	458,300		
	42	302,400	358,200	417,700	459,200		
	43	303,500	358,600	418,900	460,100		
	44	304,400	359,000	420,000	460,800		
	45	305,400	359,500	420,900	461,500		
	46	306,400	360,000	421,900	462,400		
	47	307,300	360,500	423,000	463,400		
	48	308,300	360,900	423,900	464,300		
	49	309,200	361,200	425,100	465,100		
	50	309,600	361,500	426,500	466,000		

定年前再任
用短時間勤
務職員以外
の職員

51	310,000	361,900	427,900	467,000		
52	310,500	362,200	429,200	468,000		
53	310,900	362,500	430,000	469,000		
54	311,300	362,800	431,000	470,000		
55	311,600	363,200	432,100	470,900		
56	311,900	363,600	433,200	471,900		
57	312,400	363,900	434,100	472,800		
58	312,800	364,300	434,800	473,700		
59	313,300	364,600	435,700	474,600		
60	313,700	365,000	436,400	475,600		
61	314,000	365,300	437,100	476,400		
62	314,300	365,700	437,900	476,800		
63	314,600	366,100	438,700	477,400		
64	315,000	366,400	439,300	478,000		
65	315,400	366,700	439,900	478,700		
66	315,800	367,100	440,500	479,400		
67	316,200	367,500	440,900	479,900		
68	316,500	367,900	441,300	480,500		
69	316,800	368,300	441,600	480,900		
70	317,100	368,600	441,900	481,300		
71	317,600	369,100	442,200	481,700		
72	318,000	369,500	442,600	482,000		
73	318,300	369,800	442,900	482,300		
74	318,600	370,200	443,200	482,600		
75	319,000	370,600	443,600	482,900		
76	319,400	371,000	444,000	483,200		
77	319,700	371,400	444,300	483,500		
78	320,000	371,800	444,700	483,900		
79	320,400	372,200	445,100	484,200		
80	320,800	372,800	445,400	484,500		
81	321,100	373,300	445,700	484,800		
82	321,400	373,900	446,100	485,200		
83	321,700	374,600	446,400	485,500		
84	322,100	375,200	446,700	485,800		
85	322,400	375,800	447,000	486,100		
86	322,900	376,400	447,300			
87	323,300	377,000	447,500			
88	323,700	377,600	447,800			
89	324,000	378,200	448,100			
90	324,300	378,600	448,400			
91	324,600	378,900	448,600			
92	325,100	379,300	448,900			
93	325,500	379,700	449,300			
94	325,900	380,100	449,600			
95	326,300	380,500	449,900			
96	326,700	380,900	450,200			
97	327,100	381,500	450,500			
98	327,600	382,000	450,800			
99	328,100	382,500	451,100			
100	328,700	383,000	451,400			
101	329,000	383,400	451,700			
102	329,300	383,900	452,000			
103	329,600	384,200	452,300			
104	329,900	384,500	452,600			
105	330,200	385,000	452,800			

106	330,500	385,400				
107	330,800	385,900				
108	331,000	386,400				
109	331,300	386,900				
110	331,600	387,400				
111	331,900	387,800				
112	332,300	388,200				
113	332,600	388,600				
114	332,900	389,000				
115	333,200	389,400				
116	333,600	389,800				
117	333,800	390,200				
118	334,100	390,600				
119	334,500	391,000				
120	334,900	391,500				
121	335,100	391,800				
122	335,400	392,200				
123	335,700	392,600				
124	336,100	392,900				
125	336,300	393,300				
126	336,500	393,800				
127	336,800	394,300				
128	337,100	394,700				
129	337,300	395,200				
130	337,600	395,700				
131	338,000	396,200				
132	338,300	396,700				
133	338,500	397,200				
134	338,800	397,700				
135	339,100	398,200				
136	339,300	398,700				
137	339,500	399,200				
138	339,700	399,700				
139	339,900	400,200				
140	340,200	400,700				
141	340,600	401,200				
142	340,900					
143	341,200					
144	341,500					
145	341,900					
146	342,200					
147	342,500					
148	342,800					
149	343,100					
150	343,400					
151	343,700					
152	343,900					
153	344,200					
154	344,500					
155	344,800					
156	345,100					
157	345,400					

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 253,500	円 304,000	円 315,500	円 338,600	円 427,300	円

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	215,900	263,700	396,400	473,200
	2	218,300	265,100	398,000	475,000
	3	220,700	266,500	399,400	476,800
	4	223,000	268,000	400,800	478,600
	5	225,200	269,400	402,400	480,300
	6	227,600	270,600	403,800	482,100
	7	229,800	271,900	405,400	484,000
	8	232,000	273,100	406,800	485,800
	9	234,300	274,400	408,000	487,400
	10	236,500	275,600	409,500	489,100
	11	238,700	276,700	411,000	490,700
	12	241,000	277,900	412,500	492,300
	13	243,200	279,300	413,800	494,000
	14	245,400	281,000	415,400	495,500
	15	247,500	282,700	417,000	496,900
	16	249,600	284,500	418,500	498,300
	17	251,800	286,200	419,900	499,500
	18	253,600	288,300	421,500	500,100
	19	255,400	290,500	423,200	500,700
	20	257,100	292,800	424,700	501,400
	21	258,900	295,000	425,900	502,000
	22	260,200	297,300	427,300	502,700
	23	261,600	299,500	428,700	503,400
	24	262,800	301,700	430,100	504,100
	25	264,000	303,700	431,700	504,700
	26	265,200	305,700	433,100	505,400
	27	266,500	307,600	434,500	506,100
	28	267,700	309,500	436,000	506,800
	29	268,800	311,300	437,400	507,400
	30	269,900	313,300	438,700	508,100
	31	271,000	315,100	440,300	508,800
	32	272,000	316,800	441,800	509,500
	33	273,200	318,600	443,400	510,100
	34	274,300	320,400	444,800	
	35	275,500	322,200	446,400	
	36	276,900	323,800	448,000	
	37	278,100	325,500	449,600	
	38	279,200	327,200	451,100	
	39	280,500	329,100	452,700	
	40	281,600	330,800	454,300	
	41	282,900	332,200	455,800	
	42	284,000	334,100	457,300	
	43	285,000	336,000	458,600	
	44	285,900	337,700	460,000	
	45	286,500	339,400	461,300	
	46	287,400	341,300	462,600	
	47	288,200	343,100	463,800	
	48	289,000	344,800	465,000	
	49	289,800	346,600	466,200	
	50	290,600	348,400	467,400	

定年前再任
用短時間勤
務職員以外
の職員

51	291,400	350,100	468,600	
52	292,200	351,900	469,800	
53	293,000	353,500	471,100	
54	293,800	354,800	472,300	
55	294,600	356,200	473,500	
56	295,400	357,500	474,700	
57	296,100	359,000	475,800	
58	296,700	360,700	476,400	
59	297,600	362,200	476,900	
60	298,400	363,900	477,400	
61	299,100	365,300	477,900	
62	299,700	367,000	478,500	
63	300,600	368,600	479,000	
64	301,200	370,000	479,500	
65	302,200	371,600	480,000	
66	303,000	373,200	480,600	
67	303,800	374,900	481,100	
68	304,500	376,400	481,600	
69	305,100	377,900	482,100	
70	305,900	379,600	482,700	
71	306,600	381,100	483,200	
72	307,300	382,700	483,700	
73	308,000	384,200	484,200	
74	308,800	385,800		
75	309,500	387,500		
76	310,000	389,000		
77	310,700	390,500		
78	311,300	391,900		
79	312,000	393,300		
80	312,600	394,700		
81	313,100	396,000		
82	313,800	397,400		
83	314,500	398,700		
84	315,200	400,100		
85	315,800	401,200		
86	316,700	402,600		
87	317,400	403,900		
88	318,000	405,300		
89	318,700	406,500		
90	319,600	407,800		
91	320,400	409,000		
92	321,200	410,200		
93	321,700	411,400		
94	322,500	412,600		
95	323,400	413,800		
96	324,200	415,100		
97	324,800	416,500		
98	325,500	417,500		
99	326,400	418,500		
100	327,100	419,600		
101	327,900	420,400		
102	328,700	421,400		
103	329,600	422,500		
104	330,500	423,600		
105	331,100	424,300		

106	331,900	425,300		
107	332,700	426,300		
108	333,500	427,300		
109	334,200	428,000		
110	334,600	428,800		
111	335,000	429,700		
112	335,500	430,500		
113	336,000	431,000		
114	336,400	431,700		
115	336,800	432,400		
116	337,200	433,100		
117	337,700	433,700		
118	338,200	434,300		
119	338,700	434,600		
120	339,200	434,900		
121	339,700	435,200		
122	340,100	435,500		
123	340,500	435,800		
124	341,000	436,000		
125	341,500	436,200		
126	341,800	436,500		
127	342,100	436,800		
128	342,400	437,000		
129	342,700	437,200		
130	343,000	437,500		
131	343,300	437,800		
132	343,500	438,000		
133	343,700	438,300		
134	343,900	438,600		
135	344,100	438,900		
136	344,400	439,100		
137	344,700	439,300		
138	344,900	439,600		
139	345,200	439,900		
140	345,500	440,100		
141	345,700	440,300		
142	345,900			
143	346,200			
144	346,400			
145	346,700			
146	346,900			
147	347,200			
148	347,500			
149	347,700			
150	347,900			
151	348,200			
152	348,500			
153	348,700			

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		251,700	294,200	354,600	444,100

備考

- (1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭、実習助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表(3)

職員の 区 分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	212,900	234,000	361,900
	2	215,300	236,400	363,400
	3	217,600	238,800	364,900
	4	219,900	241,300	366,300
	5	222,100	243,700	367,700
	6	224,400	246,100	369,000
	7	226,600	248,500	370,300
	8	228,800	251,000	371,700
	9	231,000	253,400	373,100
	10	233,200	255,000	374,400
	11	235,400	256,600	375,700
	12	237,600	258,200	376,900
	13	239,800	259,800	378,100
	14	241,900	261,200	379,400
	15	244,000	262,600	380,600
	16	246,100	264,000	381,800
	17	248,200	265,400	382,800
	18	250,000	266,600	384,000
	19	251,700	267,800	385,200
	20	253,400	269,000	386,300
	21	255,100	270,300	387,300
	22	256,400	271,400	388,500
	23	257,700	272,500	389,700
	24	258,900	273,700	390,800
	25	260,100	275,000	391,800
	26	261,200	276,700	393,000
	27	262,300	278,400	394,100
	28	263,400	280,100	395,200
	29	264,600	281,800	396,300
	30	265,700	283,800	397,500
	31	266,800	286,000	398,700
	32	267,800	288,200	399,800
	33	268,900	290,400	400,800
	34	269,900	292,600	401,900
	35	270,900	294,800	403,100
	36	272,000	296,900	404,300
	37	273,200	298,900	405,500
	38	274,100	300,800	406,800
	39	275,100	302,700	407,900
	40	276,200	304,500	409,100
	41	277,400	306,300	410,200
	42	278,500	308,200	411,500
	43	279,600	310,000	412,500
	44	280,700	311,700	413,600
	45	281,600	313,400	414,800
	46	282,400	315,200	416,000
	47	283,200	316,900	417,200
	48	284,000	318,500	418,400
	49	284,600	320,100	419,500
	50	285,400	321,800	420,500

定年前再任
用短時間勤
務職員以外
の職員

51	286,100	323,600	421,800
52	286,800	325,300	423,000
53	287,600	326,600	424,200
54	288,400	328,500	425,300
55	289,000	330,300	426,400
56	289,700	332,000	427,500
57	290,400	333,600	428,500
58	291,200	335,500	429,700
59	292,000	337,200	430,900
60	292,600	338,900	432,100
61	293,200	340,600	432,700
62	293,900	342,300	433,500
63	294,600	344,000	434,200
64	295,100	345,700	434,700
65	295,800	347,400	435,000
66	296,500	348,700	435,300
67	297,100	350,000	435,700
68	297,700	351,300	436,100
69	298,400	352,800	436,400
70	299,100	354,300	436,800
71	299,700	355,800	437,100
72	300,400	357,300	437,400
73	300,900	358,600	437,700
74	301,500	360,100	438,000
75	302,200	361,600	438,300
76	302,700	363,000	438,600
77	303,300	364,400	438,800
78	303,900	365,900	439,100
79	304,500	367,400	439,400
80	305,100	368,900	439,600
81	305,600	370,200	439,800
82	306,100	371,500	440,100
83	306,700	372,800	440,400
84	307,300	374,000	440,600
85	307,700	375,200	440,800
86	308,100	376,400	441,100
87	308,600	377,500	441,400
88	309,100	378,600	441,600
89	309,500	379,600	441,800
90	310,000	380,700	442,100
91	310,400	381,800	442,400
92	310,900	382,900	442,600
93	311,200	384,000	442,800
94	311,700	385,100	
95	312,200	386,100	
96	312,600	387,200	
97	312,900	388,200	
98	313,300	389,200	
99	313,700	390,100	
100	314,100	391,000	
101	314,500	391,800	
102	314,800	392,800	
103	315,100	393,600	
104	315,400	394,500	
105	315,600	395,300	

	106	315,900	396,200	
	107	316,200	397,100	
	108	316,400	398,000	
	109	316,600	398,800	
	110	316,800	399,800	
	111	317,100	400,700	
	112	317,400	401,600	
	113	317,600	402,200	
	114	317,800	403,100	
	115	318,000	404,000	
	116	318,300	404,900	
	117	318,600	405,700	
	118	318,800	406,400	
	119	319,100	407,200	
	120	319,400	408,000	
	121	319,600	408,600	
	122	319,800	409,300	
	123	320,000	410,000	
	124	320,300	410,600	
	125	320,600	411,200	
	126		411,900	
	127		412,400	
	128		413,000	
	129		413,600	
	130		414,200	
	131		414,700	
	132		415,200	
	133		415,500	
	134		415,800	
	135		416,000	
	136		416,300	
	137		416,600	
	138		416,900	
	139		417,200	
	140		417,500	
	141		417,800	
	142		418,100	
	143		418,400	
	144		418,700	
	145		418,900	
	146		419,200	
	147		419,500	
	148		419,700	
	149		419,900	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 238,400	円 285,800	円 341,600

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教頭、主任教諭、教諭、助教諭その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 岐阜市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(通勤手当) 第13条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、2,000円から<u>41,200円</u>までの間において規則で定める額に通勤の事情を考慮して規則で定める額を加算した額。ただし、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び育児任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額に規則で定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (3) (略) 3～6 (略) (期末手当) 第25条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額（管理職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の</u>	(通勤手当) 第13条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、2,000円から<u>34,900円</u>までの間において規則で定める額に通勤の事情を考慮して規則で定める額を加算した額。ただし、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び育児任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額に規則で定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (3) (略) 3～6 (略) (期末手当) 第25条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（管理職員にあっては<u>100分の105</u>を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあっては<u>100分の66.25</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各

<u>107.5</u>を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の66.25、12月に支給する場合においては100分の68.75</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の72.5</u>」と、「<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の62.5</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第26条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、市長が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる職員以外の職員 当該職	号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第26条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、市長が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる職員以外の職員 当該職
---	--

員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>（管理職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 イ 第5条の2に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の106.25、12月に支給する場合においては100分の108.75</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u>（管理職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額 3・4 (略) (教員特別手当) 第27条 (略) 2 教員特別手当の月額は、<u>8,200円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給の別に応じて、市長が定める。 3・4 (略) (臨時職員の給与) 第32条 (略) 2 (略) 3 第4条第2項、第6条から第8条まで、第13条、第15条から第21条まで（第17条第2項	員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>（管理職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 イ 第5条の2に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（管理職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3・4 (略) (教員特別手当) 第27条 (略) 2 教員特別手当の月額は、<u>8,000円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給の別に応じて、市長が定める。 3・4 (略) (臨時職員の給与) 第32条 (略) 2 (略) 3 第4条第2項、第6条から第8条まで、第13条、第15条から第21条まで（第17条第2項
--	--

を除く。）、第25条（第3項及び第5項を除く。）から第25条の3まで、第27条、第28条、第33条及び第33条の2の規定は、臨時職員に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第25条第2項	<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額（管理職員にあっては、 <u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の66.25</u> 、12月に支給する場合においては100分の68.75を乗じて得た額）	<u>6月に支給する場合においては100分の125</u> 、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額
(略)	(略)	(略)

を除く。）、第25条（第3項及び第5項を除く。）から第25条の3まで、第27条、第28条、第33条及び第33条の2の規定は、臨時職員に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第25条第2項	<u>100分の125</u> を乗じて得た額（管理職員にあっては <u>100分の105</u> を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあっては <u>100分の66.25</u> を乗じて得た額）	<u>100分の120</u> を乗じて得た額
(略)	(略)	(略)

別表第3 教育職給料表（第4条関係）			別表第3 教育職給料表（第4条関係）			
ア （略）			ア （略）			
イ 教育職給料表(2)			イ 教育職給料表(2)			
(略)			(略)			
備考			備考			
(1) （略）			(1) （略）			
(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員にあってはこの表の額に11,500円を、4級である職員にあってはこの表の額に3,800円をそれぞれ加算する。			(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。			
ウ （略）			ウ （略）			

第3条 岐阜市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第25条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額（管理職員にあっては<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあっては<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第25条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額（管理職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の66.25、12月に支給する場合においては100分の68.75</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗

(1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第26条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、市長が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u> (管理職員にあっては、<u>100分の126.25</u>) を乗じて得た額の総額	じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の72.5</u>」と、「<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の62.5</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第26条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、市長が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u> (管理職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>) を乗じて得た額の総額
--	--

イ 第5条の2に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額	イ 第5条の2に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の106.25、12月に支給する場合においては100分の108.75</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u>（管理職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額												
3・4 (略) (臨時職員の給与) 第32条 (略) 2 (略) 3 第4条第2項、第6条から第8条まで、第13条、第15条から第21条まで（第17条第2項を除く。）、第25条（第3項及び第5項を除く。）から第25条の3まで、第27条、第28条、第33条及び第33条の2の規定は、臨時職員に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	3・4 (略) (臨時職員の給与) 第32条 (略) 2 (略) 3 第4条第2項、第6条から第8条まで、第13条、第15条から第21条まで（第17条第2項を除く。）、第25条（第3項及び第5項を除く。）から第25条の3まで、第27条、第28条、第33条及び第33条の2の規定は、臨時職員に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。												
<table><tr><td>読み替える規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr><tr><td>第25条第2項</td><td><u>100分の126.25を乗じて得た額</u> （管理職員にあっては<u>100分の</u></td><td><u>100 分 の126.25 を乗じて得た額</u></td></tr></table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第25条第2項	<u>100分の126.25を乗じて得た額</u> （管理職員にあっては <u>100分の</u>	<u>100 分 の126.25 を乗じて得た額</u>	<table><tr><td>読み替える規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr><tr><td>第25条第2項</td><td><u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合に</u></td><td><u>6 月 に 支給する場合においては100 分 に 支給する場合においては100</u></td></tr></table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第25条第2項	<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合に</u>	<u>6 月 に 支給する場合においては100 分 に 支給する場合においては100</u>
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
第25条第2項	<u>100分の126.25を乗じて得た額</u> （管理職員にあっては <u>100分の</u>	<u>100 分 の126.25 を乗じて得た額</u>											
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
第25条第2項	<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合に</u>	<u>6 月 に 支給する場合においては100 分 に 支給する場合においては100</u>											

	<u>106.25</u> を乗じて 得た額、第5条の 2に規定する職員 にあつては <u>100分</u> の <u>67.5</u> を乗じて 得た額)			<u>おいては100分の</u> <u>127.5</u> を乗じて得 た額（管理職員 にあつては、 <u>6月</u> に支給する場合 においては <u>100分</u> の <u>105</u> 、 <u>12月</u> に支 給する場合にお いては <u>100分の</u> <u>107.5</u> を乗じて得 た額、第5条の2 に規定する職員 にあつては、 <u>6月</u> に支給する場合 においては <u>100分</u> の <u>66.25</u> 、 <u>12月</u> に 支給する場合に おいては <u>100分の</u> <u>68.75</u> を乗じて得 た額)	<u>分の125</u> 、 <u>12月</u> に 支給する 場合にお いては <u>100分の</u> <u>127.5</u> を乗 じて得た 額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日等)

- この条例中第1条及び第2条（第27条第2項及び別表第3イ教育職給料表(2)備考第2号の改正を除く。）の規定は公布の日から、第2条中第27条第2項及び別表第3イ教育職給料表(2)備考第2号の改正は令和8年1月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の岐阜市職員の給与に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の岐阜市職員の給与に関する条例第13条第2項第2号の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定による改正後の岐阜市職員の給与に関する条例（第13条第2項第2号、第27条第2項及び別表第3イ教育職給料表(2)備考第2号の改正を除く。）の規定は同年12月1日から適用する。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 令和7年4月1日（以下この項において「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替

日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条及び第2条の規定による改正後の岐阜市職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の岐阜市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

提 案 理 由

一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当に係る支給割合等を改定するため、この条例を定めようとする。

岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第1条 岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岐阜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第7条 給与条例第25条から第25条の3まで（第25条第3項及び第5項を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（当該フルタイム会計年度任用職員に準ずるものとして任命権者が定めるものを含む。次条において同じ。）の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額（管理職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の66.25、12月に支給する場合においては100分の68.75</u>を乗じて得た額）」とあるのは「<u>6月に支給する場合においては100分</u>	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第7条 給与条例第25条から第25条の3まで（第25条第3項及び第5項を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（当該フルタイム会計年度任用職員に準ずるものとして任命権者が定めるものを含む。次条において同じ。）の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の125</u>を乗じて得た額（管理職員にあっては<u>100分の105</u>を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあっては<u>100分の66.25</u>を乗じて得た額）」とあるのは「<u>100分の125</u>を乗じて得た額」と、同条第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と

の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額」と、同条第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第7条の2 給与条例第25条第4項、第25条の2、第25条の3並びに第26条第1項及び第2項第1号アの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、第25条の2中「前条第1項」とあるのは「岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岐阜市条例第33号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第7条の2において準用する第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項に規定する市長の定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、第

読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第7条の2 給与条例第25条第4項、第25条の2、第25条の3並びに第26条第1項及び第2項第1号アの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、第25条の2中「前条第1項」とあるのは「岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岐阜市条例第33号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第7条の2において準用する第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項に規定する市長の定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、第

26条第2項第1号ア中「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5（管理職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5）を乗じて得た額」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第17条 給与条例第25条から第25条の3まで（第25条第3項及び第5項を除く。）の規定は、任期の定めが連続して6月以上のパートタイム会計年度任用職員（当該パートタイム会計年度任用職員に準ずるものとして任命権者が定めるものを含み、規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（管理職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の66.25、12月に支給する場合においては100分の68.75を乗じて得た額）」とあるのは「報酬の月額（月額以外の方法をもって報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、月額に換算した額。以下

26条第2項第1号ア中「100分の105（管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額」とあるのは「100分の105を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第17条 給与条例第25条から第25条の3まで（第25条第3項及び第5項を除く。）の規定は、任期の定めが連続して6月以上のパートタイム会計年度任用職員（当該パートタイム会計年度任用職員に準ずるものとして任命権者が定めるものを含み、規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（管理職員にあっては100分の105を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあっては100分の66.25を乗じて得た額）」とあるのは「報酬の月額（月額以外の方法をもって報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、月額に換算した額。以下同じ。）に100分の125を超えない範囲で規則で定める率を乗じて得た額」と、同条第4項中「第2項の期末手当基礎額」及び「給料（育児短時間勤務職員等）にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額」及び扶養手当の月額並びにこれらに

同じ。)に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を超えない範囲で規則で定める率を乗じて得た額」と、同条第4項中「第2項の期末手当基礎額」及び「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「報酬の月額」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第17条の2 給与条例第25条第4項、第25条の2、第25条の3並びに第26条第1項及び第2項第1号アの規定は、任期の定めが連続して6月以上のパートタイム会計年度任用職員（当該パートタイム会計年度任用職員に準ずるものとして任命権者が定めるものを含み、規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）の勤勉手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「報酬の月額（月額以外の方法をもって報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、月額に換算した額。以下同じ。）」と、「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「報酬の月額」と、第25条の2中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第

に対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「報酬の月額」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第17条の2 給与条例第25条第4項、第25条の2、第25条の3並びに第26条第1項及び第2項第1号アの規定は、任期の定めが連続して6月以上のパートタイム会計年度任用職員（当該パートタイム会計年度任用職員に準ずるものとして任命権者が定めるものを含み、規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）の勤勉手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「報酬の月額（月額以外の方法をもって報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、月額に換算した額。以下同じ。）」と、「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「報酬の月額」と、第25条の2中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第

26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。) から」と、「支給日」とあるのは「支給日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項に規定する市長の定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、第26条第2項中「勤勉手当基礎額」とあるのは「報酬の月額」と、同項第1号ア中「<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>（管理職員にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>）を乗じて得た額」とあるのは「<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を超えない範囲で規則で定める率を乗じて得た額」と読み替えるものとする。	26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。) から」と、「支給日」とあるのは「支給日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項に規定する市長の定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、第26条第2項中「勤勉手当基礎額」とあるのは「報酬の月額」と、同項第1号ア中「<u>100分の105</u>（管理職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額」とあるのは「<u>100分の105</u>を超えない範囲で規則で定める率を乗じて得た額」と読み替えるものとする。
--	--

第2条 岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第7条 給与条例第25条から第25条の3まで（第25条第3項及び第5項を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（当該フルタイム会計年度任用職員に準ずるものとして任命権者が定めるものを含む。次条において同じ。）の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の</u>	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第7条 給与条例第25条から第25条の3まで（第25条第3項及び第5項を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（当該フルタイム会計年度任用職員に準ずるものとして任命権者が定めるものを含む。次条において同じ。）の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>6月に支給</u>

126.25を乗じて得た額（管理職員にあっては100分の106.25を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあっては100分の67.5を乗じて得た額）」とあるのは「100分の126.25を乗じて得た額」と、同条第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第7条の2 給与条例第25条第4項、第25条の2、第25条の3並びに第26条第1項及び第2項第1号アの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、第25条の2中「前条第1項」とあるのは「岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岐阜市条例第33号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）

する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（管理職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の66.25、12月に支給する場合においては100分の68.75を乗じて得た額）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額」と、同条第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第7条の2 給与条例第25条第4項、第25条の2、第25条の3並びに第26条第1項及び第2項第1号アの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、第25条の2中「前条第1項」とあるのは「岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岐阜市条例第33号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）

第7条の2において準用する第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項に規定する市長の定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、第26条第2項第1号ア中「100分の106.25（管理職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額」とあるのは「100分の106.25を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第17条 給与条例第25条から第25条の3まで（第25条第3項及び第5項を除く。）の規定は、任期の定めが連続して6月以上のパートタイム会計年度任用職員（当該パートタイム会計年度任用職員に準ずるものとして任命権者が定めるものを含み、規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額（管理職員にあっては100分の106.25を乗じて得た額、第5条の2に規定す

第7条の2において準用する第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項に規定する市長の定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、第26条第2項第1号ア中「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5（管理職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5）を乗じて得た額」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第17条 給与条例第25条から第25条の3まで（第25条第3項及び第5項を除く。）の規定は、任期の定めが連続して6月以上のパートタイム会計年度任用職員（当該パートタイム会計年度任用職員に準ずるものとして任命権者が定めるものを含み、規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額

る職員にあっては100分の67.5を乗じて得た額)」とあるのは「報酬の月額（月額以外の方法をもって報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、月額に換算した額。以下同じ。）に100分の126.25を超えない範囲で規則で定める率を乗じて得た額」と、同条第4項中「第2項の期末手当基礎額」及び「給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「報酬の月額」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第17条の2 給与条例第25条第4項、第25条の2、第25条の3並びに第26条第1項及び第2項第1号アの規定は、任期の定めが連続して6月以上のパートタイム会計年度任用職員（当該パートタイム会計年度任用職員に準ずるものとして任命権者が定めるものを含み、規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）の勤勉手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「報酬の月額（月額以外の方法をもって報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、月額に換算した額。

（管理職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の66.25、12月に支給する場合においては100分の68.75を乗じて得た額）」とあるのは「報酬の月額（月額以外の方法をもって報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、月額に換算した額。以下同じ。）に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を超えない範囲で規則で定める率を乗じて得た額」と、同条第4項中「第2項の期末手当基礎額」及び「給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「報酬の月額」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第17条の2 給与条例第25条第4項、第25条の2、第25条の3並びに第26条第1項及び第2項第1号アの規定は、任期の定めが連続して6月以上のパートタイム会計年度任用職員（当該パートタイム会計年度任用職員に準ずるものとして任命権者が定めるものを含み、規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）の勤勉手当について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「報酬の月額（月額以外の方法をもって報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、月額に換算した額。

以下同じ。）」と、「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「報酬の月額」と、第25条の2中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項に規定する市長の定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、第26条第2項中「勤勉手当基礎額」とあるのは「報酬の月額」と、同項第1号ア中「100分の106.25（管理職員にあつては、100分の126.25）を乗じて得た額」とあるのは「100分の106.25を超えない範囲で規則で定める率を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

以下同じ。）」と、「給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「報酬の月額」と、第25条の2中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（会計年度任用職員給与条例第7条の2において準用する第26条第1項に規定する市長の定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、第26条第2項中「勤勉手当基礎額」とあるのは「報酬の月額」と、同項第1号ア中「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5（管理職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5）を乗じて得た額」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を超えない範囲で規則で定める率を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

提 案 理 由

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当に係る支給割合を改定するため、この条例を定めようとする。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐阜市長 柴橋正直

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年岐阜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第4条 期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の227.5、12月に支給する場合においては100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略）	第4条 期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略）

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第4条 期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第4条 期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の227.5、12月に支給する場合においては100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号

(1)～(4) (略)	に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
-------------	----------------------------------

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて改正後の条例の適用の日から施行の日の前日までの間に支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提 案 理 由

特別職の職員の期末手当に係る支給割合を改定するため、この条例を定めようとする。

市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐阜市長 柴橋正直

市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和59年岐阜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の227.5、12月に支給する場合においては100分の232.5</u>を乗じて得た額に、岐阜市職員の給与に関する条例（平成7年岐阜市条例第5号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、岐阜市職員の給与に関する条例（平成7年岐阜市条例第5号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第2条 市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
-----	-----

(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、岐阜市職員の給与に関する条例（平成7年岐阜市条例第5号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の227.5、12月に支給する場合においては100分の232.5</u>を乗じて得た額に、岐阜市職員の給与に関する条例（平成7年岐阜市条例第5号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて改正後の条例の適用の日から施行の日の前日までの間に支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提 案 理 由

市議会議員の期末手当に係る支給割合を改定するため、この条例を定めようとする。

